

(6) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-7表に定める方法によること。(第4-8図参照)

第4-7表

区分	算定方法
(6)項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

イ 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まれないものであること。

ウ 「病床」とは、収容患者の病床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数であり、和式の場合は政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。

エ 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含まれるものであること。

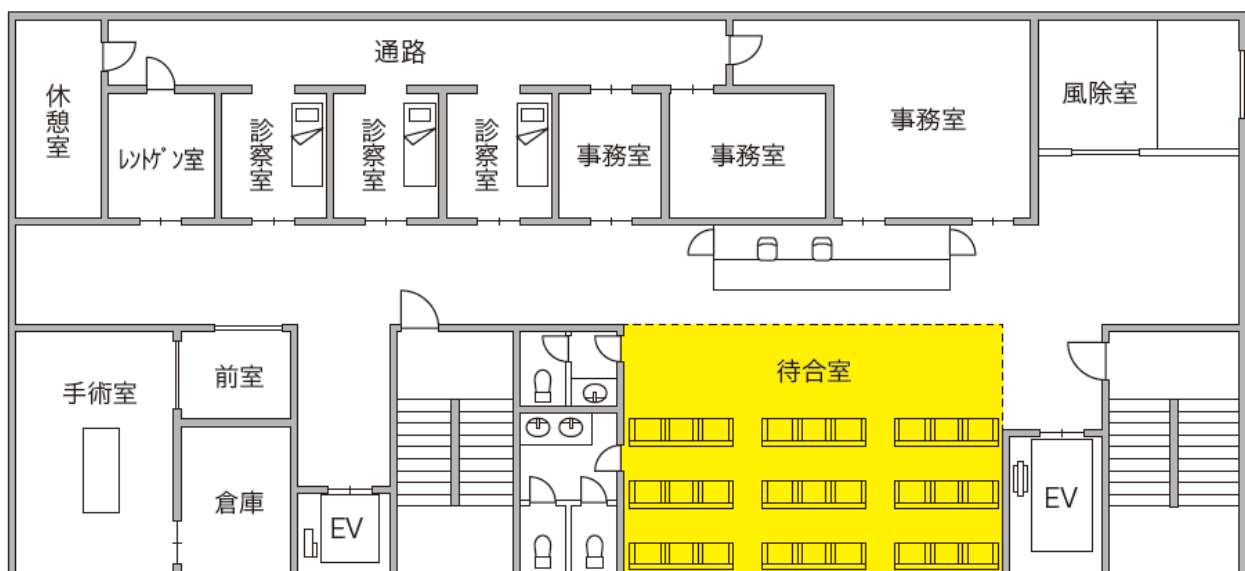
オ 料金の精算、診療等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定すること。

カ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

キ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3の規定によって、算定すること。

(患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例)

(1階)

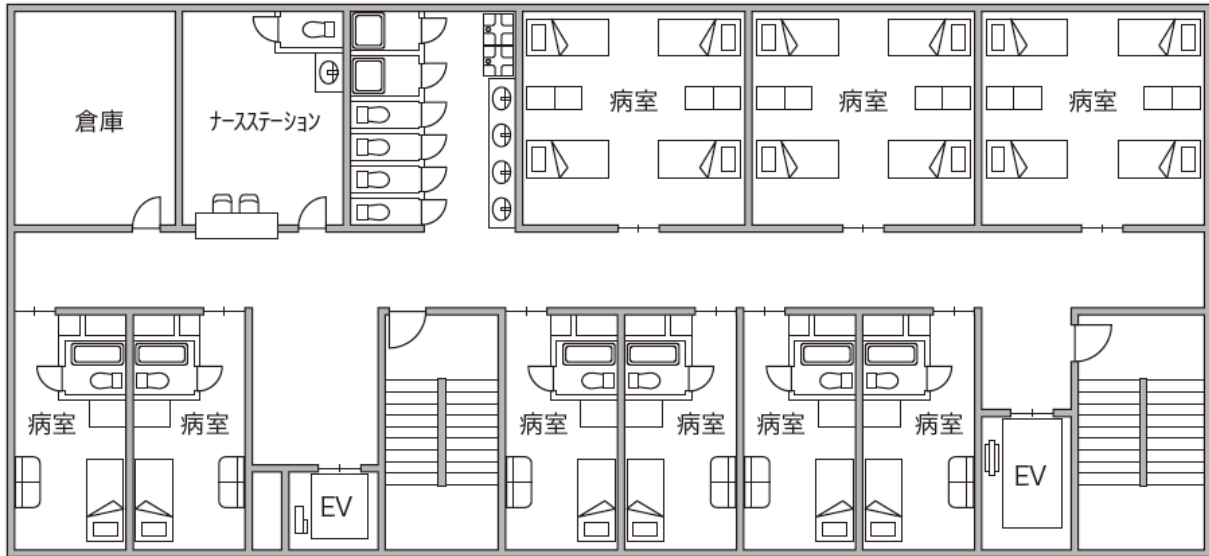


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室：55÷3㎡≒18.3→18人

1階 階収容人員：28人

(2階)



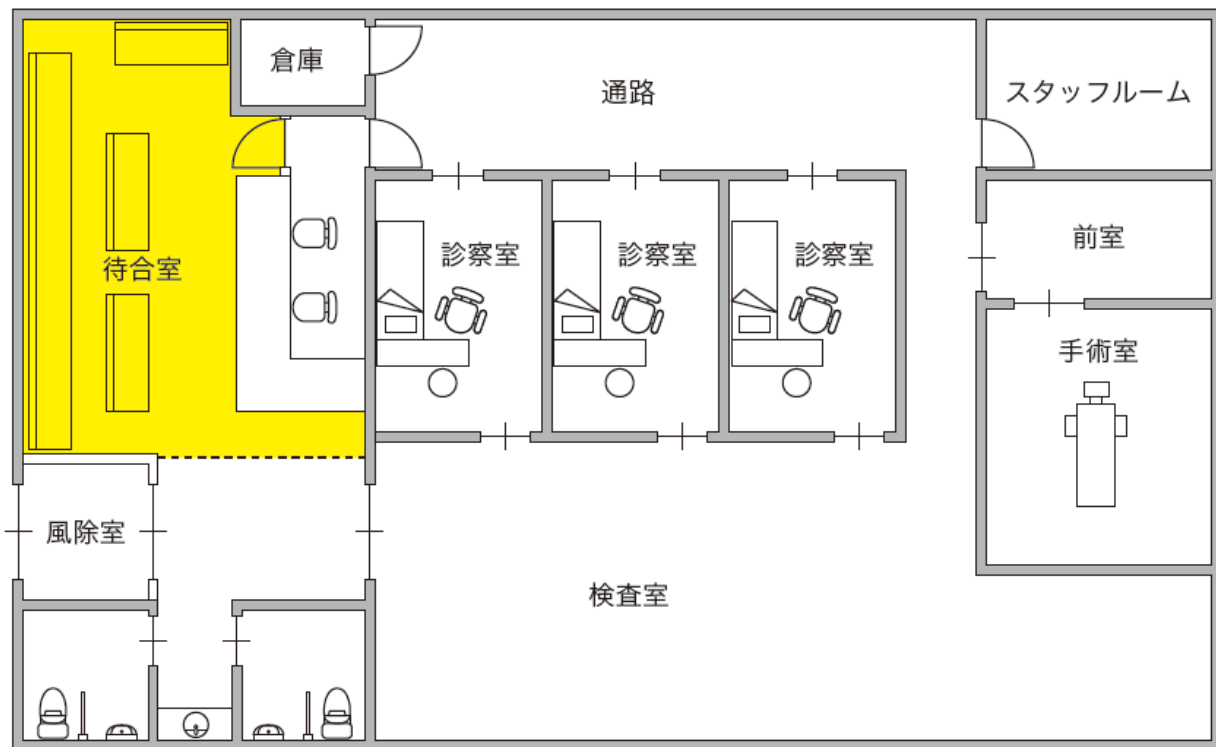
○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 階収容人員：20人

棟収容人員：48人

(患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例)



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \div 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員：18人